

## お知らせ

### Jアラート全国一斉情報伝達試験実施

地震や武力行使などの発生時に備え、情報伝達試験を行います。この試験は、緊急情報を国から人工衛星を通じて瞬時に伝える、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練です。

訓練当日、防災行政無線の放送が流れませんが、実際の災害と間違わないようにしてください。

**日時** 10月6日 11時ごろ

**伝達手段** 防災行政無線

#### 放送内容

上りチャイム音

「これは、Jアラートのテストです。」×3回

「こちらは、ぼうさい砥部町役場です。」

下りチャイム音

問 総務課危機管理室 ☎(962) 6110

### 高齢者のインフルエンザ予防接種費用補助

高齢者や慢性疾患患者へのインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。流行する前に予防に努めてください。

※他の予防接種を受ける予定がある人は、接種間隔をご確認ください。

**対象** ①②いずれかに該当する人

① 65歳以上の人

② 60～64歳の人で、心臓・じん臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫低下の重度障がい（身体障害者手帳1級程度）を有する人

**接種期間** 10月15日 金～12月31日 金

**自己負担額** 千円（接種期間中に1回のみ）

※生活保護、中国残留邦人など支援給付受給中の人は、受給証明書を提出すれば無料です。

#### 接種方法

○事前に県内の予防接種実施医療機関に予約してください。

○本人と確認できるもの（健康保険証など）を予約した医療機関に提示し、予防接種券を受け取り、必要事項を書いた後に予防接種を受けてください。

問 保健センター ☎(962) 6888

## 歩いてみよう！ウォーキング 体を動かそう②

からだを動かすことでさまざまな病気のリスクが低減します。ウォーキングは有酸素運動の一種です。人間の基本動作である「歩く」ことを習慣化することによって、加齢による機能低下↓体力低下↓動作の緩慢↓転倒や骨折↓寝たきりという悪循環の予防になります。健康寿命を長くするために普段の生活にウォーキングを取り入れてみませんか？

### ① 歩く姿勢



目線は真っすぐ前に

ひじはやや曲げて腕をおおきく振る

膝を伸ばしてかかとから着地

呼吸は無理せず、自分のリズムで

指先が余裕を持って動かせ、かかとがしっかりした靴で

### ② 運動量

今まで運動習慣がなかった人が急に運動量を増やすとケガの可能性が高くなります。まずは1日15分、朝夕から始めてみましょう。

### ③ With コロナ時代の運動・スポーツをするポイント

安全な環境を確保して適度に運動・スポーツを行うように心掛けてください。

#### ウォーキング・ジョギング

- 1人または少人数で実施
- すいた時間・場所を選ぶ
- 他の人との距離を確保
- すれ違う時は距離をとる
- 筋トレ・ヨガ
- 自宅で動画を活用
- こまめに換気



スポーツ庁「安全に運動・スポーツをするポイントは？」を確認

問 保健センター ☎(962) 6888

年金生活者支援給付金（年金制度）

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象

- 老齢基礎年金を受給している人で、次の①から③すべてを満たす場合
  - ①65歳以上であること。
  - ②世帯員全員の市町村民税が非課税であること。
  - ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下であること。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人で、前年の所得額

が約47.2万円以下である場合  
請求手続き

○新たに支給対象になりうる人には、日本年金機構から支給手続き書類等が送付されます。同封のはがき（請求書）に記入して提出してください。

○年金を受給しはじめる人は、年金請求の手続きと併せて手続きしてください。

○支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

☎ 保険健康課保年金係  
(962) 7057

☎ 給付金専用ダイヤル  
0570(05) 4092

砥部町に関する過去の資料の情報をお寄せください

町では、旧砥部町と旧広田村が合併してから初めての町誌の編纂に取り組んでいます。

町誌の編纂さんや歴史・文化の継承に役立てるため、皆さまの手にある過去の資料の情報提供をお願いします。

情報提供いただきたい資料

過去の写真（町並み、窯元の風景、

商店街、お祭りや芸能、宅地開発前の風景、農林業や災害に関するもの、自然など）、古文書などの歴史資料

※ご連絡いただければこちらから出向きますので、お気軽にお申し出ください。

☎ 社会教育課文化スポーツ係  
(962) 5952

令和2年度 町の財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、自治体の財政状況の統一的な指標である健全化判断比率と、公営企業の経営の健全化を判断する資金不足比率を公表します。

健全化判断比率

項目	説明	町の比率	国が定める健全化基準		備考
			早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	一般会計等（普通会計）の実質赤字が標準財政規模に占める割合	—	14.71%	20%	10億7,570万2千円の黒字
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合	—	19.71%	30%	21億3,216万4千円の黒字
実質公債費比率	一般会計等の負担する公債費が標準財政規模に占める割合	2.0%	25%	35%	前年度 2.0% (増減なし)
将来負担比率	一般会計等の将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合	48.6%	350%		前年度 44.4% (4.2ポイント増)

※標準財政規模とは、標準税収入額と普通交付税交付額および臨時財政対策債発行可能額の合計をいい、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。

※比率の「—」は、該当がないことを表します。

指標の対象 町のすべての会計、町が関係する一部事務組合・広域連合や地方公社・第三セクター

国の定める基準を超えること

健全化判断比率が国の定める健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」や「財政再生計画」を、資金不足比率が国の定める健全化基準を超えた場合は「経営健全化計画」を定め健全化に取り組みなければなりません。

算定した比率が低いほど自治体の財政状況は健全であると言えます。

☎ 総務課財政係 (962) 6110

資金不足比率（資金不足額が事業規模に占める割合）

公営企業会計	町の比率	国が定める経営健全化基準	備考
公共下水道事業会計	—	20%	3億1,118万6千円の剰余金
農業集落排水特別会計	—		6万8千円の剰余金
水道事業会計	—		3億4,396万8千円の剰余金

※比率の「—」は、該当がないことを表します。